

石川県公報

平成 25 年 5 月 21 日
第 1 2 5 9 6 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

目	次
告 示	
○随意契約の相手方等 (税 務 課)	1
○救急診療所となる申出の撤回 (地域医療推進室)	2
○平成25年度管理美容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課)	2
○平成25年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同)	2
○歳入の徴収事務の委託 (経営支援課)	3
○保安林の指定予定 (森林管理課)	3
○保安林の指定予定 (同)	4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	5
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	6
○国土調査の成果認証公告 (経営対策課)	7
○基本測量実施公告 (監 理 課)	7
○基本測量終了公告 (同)	7
○入札公告 (警 察 本 部)	8
人事委員会	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	9
収用委員会	
○裁決手続開始決定公告	10
○審理開始公告	10

告 示

石川県告示第220号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成25年 5 月 21 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務総合情報システム運用管理業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部税務課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 4 月 1 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
- 随意契約に係る契約金額
35,784,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第10条第 1 項第 2 号の規定に該当するため

石川県告示第221号

次の診療所から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	撤回年月日
加藤胃腸科外科医院	金沢市神宮寺1丁目9番8号	平成25年5月20日

石川県告示第222号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、平成25年度管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第 1 日	平成25年11月18日
第 2 日	平成25年11月25日
第 3 日	平成25年12月 2 日

3 場所

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4 時間
理容所の衛生管理	14時間
計	18時間

5 受講料

18,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目14番20号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所

石川県告示第223号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、平成25年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主催者の所在地及び名称
東京都江東区有明3丁目7番26号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第 1 日	平成25年11月18日
-------	-------------

第 2 日	平成25年11月25日
第 3 日	平成25年12月 2 日

3 場所

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4 時間
美容所の衛生管理	14時間
計	18時間

5 受講料

18,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目14番20号
公益財団法人美容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所

石川県告示第224号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立山中漆器産業技術センターに係る手数料の徴収事務	加賀市山中温泉塚谷町イ270番地	財団法人山中漆器産業技術センター	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

石川県告示第225号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。
平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

金沢市石黒町チ38・39(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

金沢市直江野町へ6の4の2、6の5、ト2の5（次の図に示す部分に限る。）、竹又町ハ13の1（次の図に示す部分に限る。）、ホ84の乙・84の丙合併、七尾市佐野町ム8の2、8の4、13、14の1、22の1、ヨ15、万行町四九56、60、86、95、96、五式2から9まで、11、12、矢田町五号水上34から39まで、式八号西谷2、3の1、4、9、輪島市門前町道下壺壺式8の1、壺壺五20、町野町西時国蛇ヶ谷1、南時国口1の2、珠洲市真浦町ナ部96から98まで、100、101、若山町上山参壺字26、参参字31の甲

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金沢市直江野町へ6の4の2、6の5、ト2の5（次の図に示す部分に限る。）、竹又町ハ13の1（次の図に示す部分に限る。）、ホ84の乙・84の丙合併、七尾市佐野町ム8の2、8の4、13、14の1、22の1、ヨ15、万行町四九56、60、86、95、96、五式2から9まで、11、12、矢田町五号水上34から39まで、式八号西谷2、3の1、4、9、輪島市門前町道下壺壺式8の1、壺壺五20、町野町西時国蛇ヶ谷1、南時国口1の2、珠洲市真浦町ナ部96から98まで、100、101、若山町上山参壺字26（次の図に示す部分に限る。）、参参字31の甲

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

小松市浜佐美町ヌ145の甲、145の乙、145の3、146から150まで、ル4の6、4の7、4の丙の1、4の丙の2、4の丁

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成25年5月2日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 白山の自然を考える会

3 代表者の氏名

石野 洋

4 主たる事務所の所在地

野々市市横宮町8番5号 コーポ小坂206

5 定款に記載された目的

この法人は白山山系とそこを源とする河川流域の自然環境の保護と復元に関する事業を通して、自然保護思想の普及を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン羽咋店

羽咋市石野町ト6番地ほか8筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

三共ジョーシン株式会社 代表取締役 山中 庸隆

富山県富山市問屋町一丁目9番24号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

三共ジョーシン株式会社 代表取締役 山中 庸隆

富山県富山市問屋町一丁目9番24号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年1月11日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,051平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 85台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 15台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 36平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 12立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後9時30分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後7時まで

7 届出年月日

平成25年5月10日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び羽咋市商工観光課

9 届出等の縦覧期間

平成25年5月21日から同年9月24日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年9月24日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャイン近岡

金沢市近岡町294-2ほか7筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

(変更後) ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

株式会社モリワン
代表取締役社長 野村 耕一
野々市市御経塚 3 - 8

- 3 変更の年月日
平成25年 4 月22日
- 4 変更する理由
新たに小売業者が入居して開店したため
- 5 届出年月日
平成25年 5 月10日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成25年 5 月21日から同年 9 月24日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年 9 月24日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成25年 5 月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調査を行った者の名称
鹿島郡中能登町
- 2 調査を行った期間
平成22年12月 3 日から平成25年 1 月15日まで
- 3 成果の名称
中能登町（良川の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鹿島郡中能登町良川貳貳、貳参、貳四、四八、五〇、子、ナ、ラ、へ、と、ち、か、た及びその全部
- 5 認証年月日
平成25年 5 月21日

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 5 月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 (一 等 磁 気 測 量)	平成25年 6 月 3 日から 平成26年 3 月14日まで	羽咋郡志賀町

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年 5 月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 (電子国土基本図(地図情報)修正測量)	平成24年5月25日から 平成25年3月29日まで	石川県内全域

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年5月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
高齢者交通安全教育指導事業委託
- (2) 業務内容
仕様書による。
- (3) 委託期間
平成25年8月1日から同年10月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表者する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成25年6月5日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有する者であること。
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3に規定する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成25年6月6日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成25年6月7日(金)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成25年6月7日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書、入札に関する注意事項を遵守しない者の提出した入札書その他入札心得に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

人 事 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月二十一日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「、新幹線開業PR推進課長」を削り、「秘書課係長」の下に「知事又は副知事の秘書業務を担当する」を加え、「(知事又は副知事の秘書業務を担当する者に限る。)」を削り、同表労働委員会事務局の項中「、課長」を「、担当課長」に改める。

別表第二県総合事務所の項中「総務課長」の下に「、管理課長(中能登総合事務所に置くものに限る。)」を加え、同表保健福祉センターの項中「南加賀保健福祉センターに置くものに限る。」の下に「、管理課長(能登中部保健福祉センターに置くものに限る。)」を加え、同表精養園の項及び錦城学園の項を削り、同表水産総合センターの項中「、

能登島事業所長」を削り、同表ダム建設事務所の項を削り、同表歴史博物館の項中「総務課長」の下に「学芸主任」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

収 用 委 員 会

裁決手続開始決定公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成25年5月21日

石川 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道159号改築工事（七尾バイパス・石川県七尾市古府町地内から同市国分町ハ地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在：石川県七尾市藤野町イ地内

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
6 番 8	田	宅地	479 m ²	479.57 m ²	63.94 m ²	3.88 m ²
		雑種地			53.43 m ²	8.20 m ²
13番1	宅地	宅地	195.85 m ²	312.34 m ²	312.34 m ²	—
計	—	—	674.85 m ²	791.91 m ²	429.71 m ²	12.08 m ²

4 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在及び地番	氏 名	住 所	備考
七尾市藤野町イ6番8	基 村 幸 子	石川県七尾市藤野町ホ部116番地2	—
七尾市藤野町イ13番1	基 村 幸 子	石川県七尾市藤野町ホ部116番地2	持分4分の2
	基 村 幸 榮	石川県七尾市藤野町ホ部116番地2	持分4分の1
	基 村 兌	石川県七尾市藤野町ホ部116番地2	持分4分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利

(亡) 基村 隆平

上記相続人 基村憲一

石川県河北郡内灘町字大根布一丁目273番地

借地権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成25年5月13日

審理開始公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により審理を開始するので、次のとおり公告する。

平成25年5月21日

石川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道159号改築工事（七尾バイパス・石川県七尾市古府町た地内から同市国分町ハ地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

3 審理の期日

平成25年6月13日（木） 午後2時30分から

4 審理の場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県行政庁舎11階 1102会議室

